市民参加実施結果シート

担当課： 博物館

結果 （終了）
令和６年４月１日時点

（1）市民参加の手続　実施結果について

事業タイトル	流山市文化財保存活用地域計画	市が考える市民等への影響	〈メリット〉 市に残る歴史的文化的な遺産を守り、次の世代へ引き継ぐことができる。 〈デメリット〉 特になし
正式名称	流山市文化財保存活用地域計画		
概　要	市内に残る歴史的・文化的な遺産を守り、活用をしていきます。歴史や文化を知ることで、流山市の歴史的な価値やすみやすい土地として郷土への愛着を深めていくものです。	上位計画の有無	有（県）
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見			

（2）市民参加の実施内容

市民参加の実施方法	①その手法を選択した理由等	②開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日・場所等	⑥対象者・人数等	⑦委員構成	⑧結果の公表	⑨関連するＨＰの広報ＩＤ	⑩市民参加手続実施後の検証	⑪意見の反映		⑫工夫したこと・その他
審議会等	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、文化財保護法第183条の３の第３項において、市町村の教育委員会は、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会及び当該協議会（文化財保存活用地位計画策定協議会）の意見を聴かなければならないと定められているため。	令和５年6月27日 令和5年10月13日 令和6年1月24日 令和6年3月21日			第6回流山市文化財保存活用地域計画策定協議会（7月14日） 第7回流山市文化財保存活用地域計画策定協議会（10月31日） 第8回流山市文化財保存活用地域計画策定協議会（2月7日）　第9回流山市文化財保存活用地域計画策定協議会（3月26日）	委員１０名	文化財審議会（公募委員含む）、市史編さん審議会（公募委員含む）、市民団体、観光協会、県文化財課、市関連部局	会議終了後			○	意見を反映した（案を修正した）	
												案を修正しなかった	
												その他	
審議会等	同上	令和6年2月27日			第1回流山市文化財審議会（3月19日）	委員10名	専門委員7名、市民公募委員3名	会議終了後			○	意見を反映した（案を修正した）	
												案を修正しなかった	
												その他	
パブリックコメント手続	広く案を周知するとともに、案に対する具体的な意見を聴取できるため	広報11月21日号 HP・SNS　11月21日 ＜出張所・公民館＞	令和5年11月21日から 令和5年12月20日	ファックス 郵送 メール 書面の持参		意見者24名 意見数75件		令和6年3月31日			○	意見を反映した（案を修正した）	SNSでの広報周知を行った。
												案を修正しなかった	
												その他	

（3）実施された市民参加の流れ
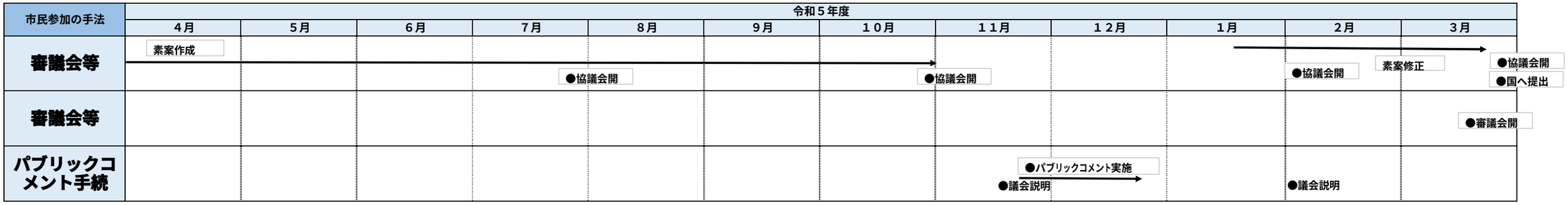
……→ ＊継続的なもの